

FP のための 会計・税務 ZOOM UP!

Vol.20

平成25年度 税制改正要望項目 (金融証券税制)

かどうかは、財務省との交渉次第である。

1. 日本版ISAの恒久化

(1) 日本版ISAの概要

日本版ISA (Individual Savings Accounts) とは、少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税措置の呼称である。この措置は、平成22年度の税制改正で導入されることになったものであり、平成26年1月からスタートすることになっている。

当初は、上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等に対する税率が10%から20%に引き上げられることになっていた平成24年1月から導入されることになっていた。その後の平成23年度税制改正において、10%税率が平成25年まで2年間延長されたことに伴い、日本版ISAの開始時期も2年間延長されたという経緯がある。

なお、金融庁は、経済金融情勢が急変した場合には、10%税率の適用期間を平成25年度から平成26年度に延長することを検討している。

適用期限を平成26年以降も延長することを要望している。延長が実現した場合には、再度、日本版ISAの開始時期も延期されることになる。

現行の日本版ISAの概要は図表1のとおりである。証券会社などの金融機関に開設された非課税口座内の上場株式等(公募株式投資信託を含む)の配当、譲渡益について、毎年の新規投資額100万円(平成26年から平成28年の3年間で300万円)を上限として、非課税となる制度である。投資額に上限があるため、非課税口座には、上場株式より公募株式投資信託で投資する投資家が多くなるものと思われる。

非課税となる配当は、口座が開設された金融機関がその配当等の支払事務の取扱いをするものに限られる。

一方、非課税口座内の上場株式等の譲渡による譲渡所得等が非課税となるのは、証券会社へ売委託

金融庁は、平成24年9月7日に平成25年度税制改正要望項目(以下、要望)を公表した。本稿では、要望のうち金融証券税制の抜本的見直しとして注目されている、「日本版ISAの恒久化等」、「金融所得課税の一体化」および「教育投資のための世代間資産移転促進に関する非課税措置の創設」について概説する。

なお、以下の内容は、あくまでも金融庁が要望しているものにとり、実際に制度改正が実現するかどうかは、財務省との交渉次第である。

導入が予定されている日本版ISAは、平成26年からの3年間にわたる投資だけを非課税の対象とする時限措置に過ぎない。このため、金融機関からシステム投資に見合う効果が得られない、投資家にとっても魅力のある投資制度ではない、という批判の声が上がっていた。

図表1 平成26年導入予定の日本版ISAの概要(現行スキーム)

①非課税対象	: 上場株式等(公募株式投信を含む)の配当・譲渡益
②非課税投資額	: 毎年、新規投資額で100万円を上限(未使用枠は翌年以降繰越不可)
③非課税投資総額	: 300万円(100万円×3年間)
④非課税維持期間	: 最長10年間
⑤途中売却	: 自由(ただし、売却部分の枠は再利用不可)
⑥口座開設数	: 年間1人1口座(毎年異なる金融機関に口座開設可)
⑦開設者	: 居住者等
⑧年齢制限	: 20歳以上
⑨導入時期	: 平成26年1月1日(20%本則税率化にあわせて導入)

(出所) 金融庁資料を基に大和総研作成

そこで、金融庁は、投資可能期間を平成26年からの3年間だけではなく、恒久化することを要望している。ただし、1年間の非課税投資額は100万円を上限としていることに変わりはない。非課税投資額に未使用枠がある場合のみ、非課税口座で運用する商品を売却・解約して、他の運用商品に買い換えることができることも変わ

りはない。

すなわち、ある年の非課税口座に50万円投資して、その年に50万円分の元本を売却した場合、改めて同じ年に100万円分投資することはできず、非課税投資額の未使用枠である50万円分しか投資することができないのである。

その一方で、非課税維持期間は、現行規定の10年間から5年間以上に短縮することが想定されている。これは、富裕層を過度に優遇する結果とならないようにするためとされている。毎年、100万円を5年続けて、非課税口座に投資できる。その場合は、最大非課税投資総額は500万円(100万円×5年間)となる。

また、要望では、非課税となる金融商品の対象に公社債、公社債投信を追加することも合わせて要望している。実現すれば、日本版ISAは、社債や国債の受け皿という役割を果たすことも期待される。

さらに、要望では、毎年、新たな口座の開設を不要とすること、すなわち、原則として1人1口座とすることを求めている。現行の規定では、毎年1口座(3年間で3口座)開設することが認められているが、これでは、投資家が2年分あるいは3年分の非課税口座を開設する場合、それぞれ2口座、3口座を開設しなければならず、金融機関および投資家ともに手続きが負担となることから、要望されているものと思われる。

この要望が実現した場合、投資家は、1つの取引先金融機関に開設した1つの非課税口座のみで取引を行うことになる。

2. 金融所得課税の一体化

現行税制では、平成21年1月から上場株式・公募株式投資信託等の譲渡損失と配当所得との間の損益通算が認められていた一方で、株式の譲渡損失を預金・債券の利子所得や譲渡損益と損益通算する

図表2 債券税制の見直し

1. 債券の利子・譲渡所得を申告分離方式に変更する
2. 債券の利子について申告不要制度を措置する
3. 債券の償還差損益について譲渡所得とみなす
4. 金融機関等の利子源泉徴収免除制度等について所有期間按分措置を廃止する（すなわち、その所有期間にかかわらず、源泉徴収を行わないこととする）
5. 債券の利子・譲渡所得についても特定口座で取り扱えるよう措置する
6. 割引債について発行時の源泉徴収を廃止する
7. 債券の利子・譲渡所得について損益通算を認める
8. 支払調書・支払通知書制度について所要の整備を行う
9. 公社債投資信託についても債券税制の見直しに併せて、所要の措置を行う
10. 一般事業法人に係る債券利子等の所得税額控除の見直しを行う（すなわち、その所有期間にかかわらず、全額の所得控除を認めることとする）
11. 非居住者が受ける公社債利子等の非課税制度について債券税制の見直しに併せて所要の措置を行う

座が最大限活用されることも要望している。

なお、預金・債券に損益通算を拡大するに当たっては、課税方式を申告分離課税に変更する必要がある（3. 債券税制の見直しを参照）。

債券、公社債投信の利子や譲渡所得（償還差損益も含む）が損益通算の対象となる時期については、金融機関

債券については、税制により市場の流通性が阻害されているなどの問題点が以前より指摘されている。具体的には、金融機関等が保有

する債券（非課税玉）の利子については源泉徴収が免除されている一方で、個人から購入した債券（課税玉）については、利払い日に金融機関等が保有しているにもかかわらず、個人の保有していた部分

については源泉徴収が課されるという問題である（課税玉と非課税玉の分断問題）。このため、債券市場において金融機関等と個人との流通が分断されている。

要望では、債券の利子・譲渡所得（償還差損益含む）を申告分離方式に変更することに併せて現行債券税制の抜本的な見直しが行われる必要があるとして図表2のよう

な要望項目を挙げている。制度導入に当たっては、個人投資家の利便性や金融機関の負担について十分配慮することが併せて要望されている。

ことは認められていない。すなわち、金融商品間（上場株式等、公社債、預金、デリバティブ取引等）の損益通算の範囲は制限されており、投資家が多様な金融商品に投資しにくい状況にあるとされる。

要望では、金融商品間（上場株式等、公社債、預金、デリバティブ取引等）の損益通算の範囲等を拡大することを求めている。損益通算の拡大に当たっては、特定口

における損益通算に係るシステム対応を考慮し、平成28年1月が想定されている。一方、デリバティブ、預貯金の利子を損益通算の対象とする時期については、現段階では明確にされていない。

3. 債券税制の見直し（金融所得課税の一体化とセット）

債券税制の見直しは昨年に引き続き要望されている事項である。

4. 世代間資産移転促進に関する非課税措置の創設

教育投資のための

祖父母世代から孫世代への世代間資産移転を促進し、将来必要となる子どもへの教育資金の早期確保を図るために、金融機関の口座等（本制度の適用のために区分管理できるものに限る）を通じて、祖父母等が孫等に対して行う教育目的に用途を限定した資金の贈与について、贈与税の課税対象としないこととする措置が要望されている。

この非課税措置は、あくまでも贈与税が対象となるものであり、運用益は非課税とはならないことが想定されている。



鳥毛 拓馬

大和総研
研究員 AFP
金融・証券税制、金融商品会計を中心に税制、会計制度の調査に従事。著書として、「税金読本」「法人投資家のための証券投資の会計・税務」（いずれも共著、大和証券刊）など。